#### 船橋市固定資産税等過誤納返還金取扱要領

平成6年3月31日市長決裁

改正 平成25年3月29日部長決裁(一部改正)

改正 平成28年3月31日部長決裁(一部改正)

改正 平成28年12月28日部長決裁(一部改正)

改正 平成31年3月29日部長決裁(一部改正)

改正 令和5年4月1日部長決裁(一部改正)

この要領は、『時効により還付不能となった過誤納金(固定資産税・都市計画税)の取扱基準の決定及び返還の実施について』(平成5年10月18日市長決裁。)に係る返還基準に基づき、その事務取扱手続きについて定めるものとする。

#### 第1 基本的事項

#### 1 返還金支払の目的

瑕疵ある賦課処分に基づき納付された固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)で、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)の規定によっては還付することができない過誤納金に相当する額(以下「還付不能金」という。)及びこれに係る利息相当額について、市長が公益上必要と認めるものについて「固定資産税等過誤納返還金」(以下「返還金」という。)を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

#### 2 返還金支払の根拠

返還金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2(寄附又は補助)の規定を根拠に支出するものとする。

#### 3 返還金支払対象者

返還金は、納税者又はその相続人に対し支払うものとする。

#### 4 返還金の額及び範囲

返還金の額及びその範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
  - ① 環付不能金
  - ② 利息相当額
- (2) 返還金の範囲

(1)-①の還付不能金は、固定資産課税台帳及び名寄帳(以下「課税台帳等」とい

- う。)に基づいて算出する。この場合、当該還付不能金は、原則として10年の範囲内で還付不能となる期間分とする。ただし、市長が公益上必要と認める場合は20年を限度とする範囲内で還付不能となる期間分とする。
- (1)-②の利息相当額は、還付不能金に係る固定資産税等が納付された日の翌日から返還金の支出を決定した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する利率を乗じて計算した金額とする。ただし、第1号様式により通知を発した日から30日を経過する日までに過誤納返還金口座振込指定届兼委任状(第2号様式)の提出がないとき、その経過する日の翌日から過誤納返還金口座振込指定届兼委任状(第2号様式)の提出があった日までの期間は控除する。

#### 5 返還金の支払通知及び支払い

- (1) 原則として、返還金の支払通知及び支払いは、当該返還金確定後速やかに行うものとする。
- (2) 返還金の支払方法は口座振替の方法によるものとし、当該返還金の振込口座は、返還金支払対象者名義の口座とする。ただし、当該返還金支払対象者より委任状が提出された場合は、当該委任を受けた者及びその者が名義人となる指定口座へ振り込むものとする。この場合は、当該返還金支払対象者に対し当該返還金の支払いがあったものとみなす。

#### 第2 具体的な事務処理

- 1 返還金については、2から13までに掲げる規定に基づきその事務を処理するものとする。
  - (1) 納税者及び固定資産の特定

納税者からの申し出、実地調査等により固定資産税等に課税誤りが判明したと きは、課税台帳等その他の課税資料によって納税者及びその対象となる土地、家 屋若しくは償却資産を特定(以下「特定固定資産」という。)する。

(2) 地方税優先の原則

法第17条に規定する還付すべき過誤納金(以下「過誤納還付金」という。)と本要領による返還金が同時に発生する場合は、まず過誤納還付金に係る事務処理を優先し、この後遅滞なく本要領に基づく事務処理を行うものとする。なお、返還金のみが生じる場合にあっては、後段に係る事務処理のみを行うことができるものとする。

#### 2 還付不能金の算出等

(1) 還付不能金の算出

還付不能金に係る特定固定資産の課税台帳等を基に各年度分の(2)に掲げる方

法により還付不能金を算出する。

- (2) 還付不能金の算出方法
  - ① 基礎資料の作成

還付不能金算出の基礎資料は、特定固定資産に係る賦課期日現在の固定資産の現況に係る評価及び課税状況を調査(実地調査を含む)の上、作成するものとする。

- ② 変更前の固定資産税等の課税標準相当額等 特定固定資産で課税台帳等に登録されている固定資産税等の課税標準相当 額、固定資産税等相当額、年税相当額をいう。
- ③ 変更後の固定資産税等の課税標準相当額等
  - ①に係る調査に基づき得られた特定固定資産に係る本来の課税標準となるべき固定資産税等の課税標準相当額をいう。また、特定固定資産に係る納税者が併せて他の固定資産を有する場合は、これらの固定資産に係る固定資産税等の課税標準相当額を合算した課税標準相当額をいう。
- ④ 変更後の固定資産税等の課税標準相当額の端数処理 ③に係る課税標準相当額の合計額は、千円未満の端数を切り捨てた額をいう。
- ⑤ 変更後の固定資産税等相当額
  - ④の固定資産税等課税標準相当額に、固定資産税にあっては標準税率 (1.4/100) を乗じ、都市計画税にあっては制限税率 (0.3/100) を乗じ、それ ぞれ得られた額の百円未満の端数を切り捨てた額をいう。
- ⑥ 変更後の年税相当額
  - ⑤でそれぞれ得られた額を合算した合計額をいう。この場合において、当該合計額が変更前の年税相当額を上回るときは、変更前の年税相当額をいう。
- ⑦ 差引額

固定資産税等課税標準相当額、固定資産税等相当額、年税相当額のそれぞれ変更前の額から変更後の額を控除して得られた額をいう。

- ⑧ 変更後の期別税相当額
  - ⑦で得られた年税相当額の差引額を期別税額の期末(第4期)から順に控除 して得られた額をいう。
- ⑨ 返還すべき延滞金相当額5-(2) 「延滞金の取扱い」による。
- ⑩ 固定資産評価以外の事由に起因するもの

法、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)(以下「法令等」という。)で規定する固定資産評価以外の事由によって特定固定資産に還付不能金が生じる場合は、法令等の定めに従い、(2)-①から⑨の方法を準用して算出するものとする。

#### 3 返還金の支払対象期間

返還金の支払対象期間は、第1-4-(2)の範囲で還付不能金の支払対象となる期間とする。

#### 4 返還金支払対象者への事前通知

資産税課は、2から3までに基づく情報によって還付不能金に係る返還金が生じるものと認めるときは、還付不能金の額について、固定資産税・都市計画税の課税誤りに係る返還金について第1号様式により事前に通知することができる。ただし、当該通知書の記載事項のうち、返還金額は利息相当額を除くものとし、返還の時期については、返還金に係る平均的な事務処理によってその支払いが可能と見込まれる推定の時期を記載するものとする。なお、この通知に併せて6で規定する返還金の支払口座を確認するために過誤納返還金口座振込指定届兼委任状(第2号様式)を送付するものとする。

なお、第1号様式により通知を発した日から5年を経過する日までに過誤納返還金口座振替指定届兼委任状(第2号様式)の提出がない場合は、当該返還金の支払いは行わないものとする。

#### 5 返還金の確定

(1) 返還金の確定及び利息相当額の算定等

次の方法により利息相当額を算定し、その得られた額を固定資産税都市計画税 過誤納返還金決定決裁書(第3号様式)の利息相当額とし、返還金を確定する。 利息相当額の計算方法

- ① 始期は還付不能金の対象となった納付金が納付された日の翌日からとする。
- ② 終期は支出を決定した日とする。
- ③ 利率は民法第404条に規定する割合とする。
- ④ 利息相当額の算出式

#### 利息相当額

- = (本税期別納付金額-変更後期別税相当額) $\times$ 日数 $\times$ ③に定める割合 $\div$ 365 ※日数については第1-4-(2)の控除期間に注意すること
- ⑤ 端数処理は、十円未満の端数を切り捨てる。

#### (2) 延滞金の取扱い

関係資料により延滞金が納付されていることを確認した場合は、その延滞金相 当額に利息相当額を加えて返還する。この場合における計算方法は、(1)に準じて 次の算式により行うものとする。

変更後延滯金相当額(A)

=延滯納付金額×(変更後期別税相当額/変更前期別税相当額)

端数処理は、百円未満の端数を切り捨てる。

#### 延滞返還金相当額 (B)

=延滞納付金額-変更後延滞金相当額(A)

#### 延滞返還金利息相当額

=延滞返還金相当額(B)×日数×(1)-③に定める利率÷365

#### 6 返還金の支払口座の確認等

返還金の支払いに当たっては、4の規定に基づき返還金支払対象者から提出された過誤納返還金口座振込指定届兼委任状(第2号様式)に記載された振込口座の内容を確認し、適正であると認めた場合は、当該対象者が指定する口座に返還金を振り込むものとする。

#### 7 返還金の支払決定及び返還通知

返還金が確定した後は、固定資産税都市計画税過誤納返還金決定決裁書(第3号様式)により支払いの可否を決定する。また、当該決定後は固定資産税都市計画税 過誤納返還金決定通知書(第4号様式)を返還金支払対象者に送付する。

#### 8 返還金の支払

市長は、1から7の規定に基づき返還金の支払いを決定した旨の通知を行った場合は、速やかに返還金を支払うものとする。

#### 9 返還金の返還

市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払いを受けた者があるときは、次に掲げる額をその者から返還させなければならない。

- (1) 支払いを受けた額
- (2) 支払いを受けた日から返還された日までの日数に応じ、(1)の額に民法第404 条に規定する利率を乗じて得た額

#### 10 支出科目

返還金の支出科目は、次のとおりとする。

- (款) 15 総務費
- (項) 10 総務管理費
- (目) 75 諸費
- (節) 22 償還金利子及び割引料

(細節)10 償還金

#### 11 充当の禁止

返還金支払対象者に納付し、又は納入すべき市税に係る徴収金がある場合でも、 当該返還金については、法17条の2に基づく充当処理は行わないものとする。

#### 12 関係書面の整理及び保存

返還金に係る関係書面は、年度別、月別、整理番号別に編冊する。その編冊に当たっては、返還金の支払日が属する年度を一年度として、当該処理が完結した年度から20年間保存するものとする。

附則

#### (施行期日)

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

附則

#### (施行期日)

この要領は、平成25年4月1日より施行する。 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成28年4月1日より施行する。 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成29年1月1日より施行する。 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成31年4月1日より施行する。 附 則

#### (施行期日)

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

様

#### 船橋市税務部資産税課

固定資産税・都市計画税の課税誤りに係る返還金について

日頃より市税務行政について、格別のご高配を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、 年度に判明いたしました固定資産税・都市計画税の課税誤りに係る返還金を下記のとおりお支払いいたします。

大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、指定口座に振り込みますので、別紙の「過誤納返還金口座振込指定届兼委任状」を同封の返信用封筒で 年 月 日までに返送をお願いいたします。

記

- 1. 対象物件
- 2. 課税誤りの内容
- 3. 返還対象年度
- 4. 返還金額(本税相当額)
- 5. 返還時期(予定)
- ※ 返還金額には、利息相当額が加算されます。
- ※「過誤納返還金口座振込指定届兼委任状」をご提出いただき、お支払日及 び利息相当額が確定いたしましたら、過誤納返還金決定通知書を送付させ ていただきます。

整理番号	

税務部資産税課賦課管理係 電話

### 過誤納返還金口座振込指定届兼委任状

受 取	、人	住	所										
受 耳	文 人	氏	名					卸	電	話			
私が船橋市	市から受	ける過	誤納	反還金は、	次の預	金口	座へ振	り込ん~	でくださ	い。			
				銀 信 用 st 農	- 行 虚 協						支出	張	店 所
口座種類	頁 普通	<u></u> • 늘	当座	(店番号)			(口座都	番号)					
	座 名	義人		フリガラ	<del>-</del>								
<ul><li>※ゆうちょ</li><li>(ゆうちょ</li><li>※受取人。</li></ul>	銀行で	ご確認	くださ	い。)						記入	してく	ださい	/\ <sub>0</sub>
				(	委	任	状	)					
委任者	氏名										印		
私が船橋市	市から受	ける過	誤納	反還金を受	受領する	5権限	を次の	者に委	任しまっ	<b>├</b> 。			
住	Î												
氏 名	ı												

(問い合わせ先) 船橋市税務部資産税課賦課管理係

整理番号(

第3号様式	

# 固定資産税 都市計画税

## 過誤納返還金決定決裁書

固定資産税・都市計画税の課税誤りのうち地方税法の規定による時効分に係る税相当額について、下記のとおり決定し、過誤納返還金決定通知書を送付するものとしてよろしいでしょうか。

年 月 日

<b>;</b> +	課長	課長補佐	係 長	担当
決				
裁				

(単位:円)

科		目	固定	定資產	を税・者	都市計	画税		通知	書 番	号					枚目 /		<u> 早14:円)</u>
調定年度	賦課 年度	期別	変更後和	脱相当	当額	延	£滞金:	額	本税約	納付金	金額	延滞納付	金額	還金額還金額	税利息制金利息	相当額。	返還	金額

返	還	金	額	計
~	~12	7.13	HJ	н і

第4号様式	

固定資産税

都市計画税

過誤納返還金決定通知書

固定資産税・都市計画税の課税誤りのうち地方税法の規定による 時効分に係る税相当額について、下記のとおり決定しましたので、ご 通知いたします。

> 年 月 日 船橋市長

電子公印

							`-	,							, .	<u>(単位</u>	<u>··</u>																						
科		目	固定資	産税・	都 市	計画税	通	知書番	: 号					枚目 /	<b>/</b> 木	文中																							
周定 F度	賦課 年度	期別	変更後科	変更後税相当額		変更後税相当額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		延滞金額		本税納付金	金額	延滞納付	金額		還金額 還金額	川息相当額 利息相当額		返還金額	
																	_																						
																	_																						
																	_																						

返 還 金 額 計

<問い合わせ先> 船橋市役所 税務部 資産税課 TEL